

杉村動物クリニック院長 様

適切に飼っていただくための おぼえがき

私はこの度、犬・猫( )の譲渡を受けることになりましたが、下記の事項を遵守し、模範的な飼い主となることを目指します。

- 1 動物の本能、習性等を理解するとともに、人への侵害等、他人に迷惑をかけないように飼い主の責任を十分に自覚し、適正に終生飼養すること。
- 2 犬については、「狂犬病予防法」に基づく「犬の登録」及び「狂犬病予防注射」を受け、「鑑札」及び「狂犬病予防注射済票」を必ず装着すること。また、けい留、施設内飼養等人の生命等に害を加えないようにすること。
- 3 生後6カ月令までに不妊処置(去勢、避妊手術)を講ずること。
- 4 動物が疾病等にかかった場合は、適切な治療を受けさせること。
- 5 譲渡を受けた動物を使用して、営利を目的とした行為を行わないこと。
- 6 譲渡を受けた動物に病気、行動、その他の問題があった場合、あるいはその動物により問題が起きた場合も、杉村動物クリニックに対してその責任を一切問わないこと。
- 7 譲渡後、講習会の案内があれば参加すること。
- 8 杉村動物クリニックが実施する調査に協力すること。
- 9 やむを得ず飼養が困難になった場合には、新たな飼い主を責任をもって探し、その結果を杉村動物クリニック(電話 0799-22-2770)に必ず連絡すること。
- 10 上記の他、「動物の保護及び管理に関する法律」、「動物の保護及び管理に関する条例」また、「狂犬病予防法」に定められた事項を遵守すること。
- 11 その他、杉村動物クリニックの指示に従うこと。

上記の内容に同意いたします。

住 所

署 名

印

電話番号